

函 監

令和5年(2023年)4月7日

総務常任委員会

委員長 出村 ゆかり 様

監査事務局長 本 吉 勲

資料の提出について

令和5年4月4日付けで依頼のありました資料について、別添のとおり提出いたします。

(監査事務局 21-3584)

総務常任委員会 要求資料

(監査事務局関係分)

1 教育委員会事務局に対する定期監査

(1) 対象事務

令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行された財務に関する事務
およびその他の事務

(2) 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年1月25日まで

2 監査委員による両副市長および教育委員会事務局への講評

(1) 講評内容

教育委員会が任用している技能労務補助職のパートタイム会計年度任用職員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条および関係法令の規定により最低賃金法（昭和34年法律第137号）が適用される所、教育委員会事務局では、令和3年10月の最低賃金の改定時に、同職種の業務に従事する職員からの問合せを受け、技能労務補助職のパートタイム会計年度任用職員の報酬の額が最低賃金の水準を下回っていることが判明したことから、報酬の額を定める総務部にその対応を相談したが、当該職員の報酬の額は令和3年10月の最低賃金の改定時から同賃金の水準を下回る状況が続いていた。

監査期間中において、総務部では令和4年10月の最低賃金の改定に合わせ当該職員の報酬の額を最低賃金と同様の水準に改め、また、教育委員会事務局では令和3年10月から令和4年9月までの分について、支給済みの報酬と最低賃金との差額を支給する手続を進めているところである。

最低賃金は適用となる職員の労働条件の改善を図る重要なものであることから、法令を十分に理解し遵守するとともに、最低賃金の改定の動向を把握するなど、総務部とも連携し、再発防止に取り組まれない。

(2) 講評日

令和5年1月30日 教育委員会事務局への講評

同年 2月 9日 両副市長への講評